# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

田原市長

### 公表日

令和2年2月28日

#### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	「国民年金法」に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 「番号法」の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、種別変更、資格喪失若しくは死亡の届出 ②任意加入被保険者からの資格取得申出又は資格喪失申出 ③保険料納付困難者等からの免除申請等の受付 ④老齢基礎年金等の請求手続きに関する受付 ⑤障害基礎年金所得状況届の受付 ⑥日本年金機構が実施する未納対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ⑦受理した届書等を日本年金機構へ進達					
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	名					
国民年金基礎情報ファイル、	国民年金資格情報ファイル、国民年金宛名情報システム					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条の2					
4. 情報提供ネットワーク	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する ] 2) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>					
②法令上の根拠	<情報照会の根拠>     番号法第19条第7号及び別表第二(47, 48, 50の項)     行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の2、第26条の3、第26条の4     <情報提供の根拠>     番号法第19条第7号 別表第二(第50の項)     番号法別表第二命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の4					
5. 評価実施機関における	.担当部署					
①部署	市民環境部 保険年金課					
②所属長の役職名	保険年金課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	田原市役所 市民環境部 保険年金課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-2149					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年2月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ネットワークシス・	テムを通	じた入手を関	徐く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	]内部監査	[ ] 外部監	<u></u> <u></u>	
9. 従業者に対する教育・	<b>李発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	っている	

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	②システムの名称	国民年金システム、総合宛名管理システム、 中間サーバ、行政基本システム、個人住民税 システム	国民年金システム、行政基本システム	事後	
平成29年6月30日	法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項		事後	
平成29年6月30日	①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月30日	所属長	保険年金課長 髙橋 知子	保険年金課長 杉江 ゆき代	事後	
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時 点	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I −1−③システムの名称		国民年金システム、宛名管理システム、統合 宛名システム、中間サーバ	事前	システムの更新に係る 再実施による